

# JAPAN BASE 施設利用規約

## (目的)

**第1条** 本規約は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下総称して「JRFU」という。）が運営管理するJAPAN BASE各施設（以下総称して「当施設」という。）の利用に関する基本的事項を定める。

## (利用範囲)

**第2条** JRFUは、JRFUの活動に支障が生じないとJRFUが判断する範囲において、第三者（団体または個人）による当施設の利用を認める。利用にあたっては、ラグビー利用を優先する。

## (利用者の資格)

**第3条** 当施設を利用することができる第三者について特段の定めは設けないが、その利用頻度等の状況に応じてJRFUは貸与を制限することができる。  
2.JRFUは特定の第三者に対し、利用申し込みを拒絶する権利を有する。

## (遵守事項)

**第4条** 当施設の利用者は、以下に掲げる各号を遵守すること。

- (1)良識を持って行動し、秩序と風紀の維持に努め、良好な施設環境の維持に協力すること。
- (2)当施設の利用に当たって、事前申請を前提とし許可を受けた者のみ利用すること。
- (3)JRFUの許可なく物品販売等の営業活動を行わないこと。
- (4)JRFUの許可なく横断幕、懸垂幕等の掲揚を行わないこと。
- (5)JRFUの許可なく敷地内で車両を走行させないこと。
- (6)JRFUの許可なく電気機器等を利用しないこと。
- (7)JRFUの許可なく設備、備品等を移動させないこと。
- (8)危険物を一切持ち込まないこと。
- (9)火気を使用しないこと。
- (10)利用後は清掃を行い、利用時に発生した廃棄物、ゴミ等は利用者が持ち帰ること。
- (11)JRFU関係者の指示に従うこと。
- (12)当施設に備え付けられた備品を、破損や紛失等しないように使用すること。
- (13)当施設の立入禁止場所には立ち入らないこと。
- (14)許可なくメディア取材を受けたり、他の利用者の録画撮影等を行わないこと。

(15)各施設の利用に際して、利用規定に従うこと。

(16)宿泊利用者について、家族、親戚及び友人等、利用者以外の者のクラブハウスへの入館は原則禁止とする。宿泊利用者が当施設利用者以外の者と面会するときは、クラブハウスのエントランスロビーで行うこととし、他の利用者に迷惑を及ぼさないように十分配慮すること。

#### (遵守事項に違反した場合の取扱い)

**第5条** JRFUの指示に従わない場合、利用者に対し施設利用を制限することがある。

- (1)JRFUは、遵守事項に違反する行為並びに施設及び第三者に対して迷惑行為を行った利用者に対して、直ちに退去を命じることがある。
- (2)故意又は過失により、施設及び施設に備え付けられた備品が破損、紛失等した場合の原状回復に係る費用は、その当事者が負担するものとする。
- (3)利用範囲以外の者を入場させた者、所定の手続きを行わず不正に対象施設に入場した者、及びその他遵守事項等に違反する行為並びに施設及び第三者に対して迷惑行為を行った者は、原則として、当分の間JAPAN BASEの利用を禁止するものとする。

#### (利用の申し込み方法と許可)

**第6条** 当施設の利用を希望する者は以下の手順により申し込みを行う。

- (1)JAPAN BASEの公式ウェブサイトにて当施設の空き状況を確認し、利用の申し込みを行う。
- (2)JRFUは、申し込み者の資格に問題がないことを確認した上で、利用者を選定し、必要な手続きについて連絡する。なお、当施設の同一箇所、同一時間帯について複数の第三者から利用申し込みがあった場合、JRFUがその中から利用者を選定し利用許可を与えるものとする。

#### (利用権利の譲渡等の禁止)

**第7条** 利用者は理由の如何にかかわらず、利用権利の一部または全部を第三者に譲渡、もしくは転貸してはならない。

#### (利用許可の取り消し等)

**第8条** 次の各号のいずれかに該当するとき、もしくはそのおそれのあるときは、JRFUは利用者に対して利用許可の取り消し、停止、変更または制限（以下「取り消し等」という。）をすることができる。

- (1)本利用規約に違反したとき。
- (2)利用者がJRFUの指示に従わないとき。
- (3)利用者の当施設利用状況や行為が公益を害する恐れが生じたときとJRFUが判断したとき。

き。

(4)JRFUが当施設を管理、運営する上で、利用者の施設利用状況や行為が不適切と認めるとき。

(5)その他、やむを得ない事情により、JRFUが当施設を利用する必要が生じたとき。

#### (利用期間及び時間)

**第9条** 当施設の利用期間はJRFUが定める。

#### (施設利用料の減免)

**第10条** JRFUが必要と認めた場合、利用料を減免又は免除することがある。

#### (損害賠償)

**第11条** 利用者は、その利用の参加者の故意または過失によりJRFUが損害を被った場合、その損害に対し賠償の責めを負う。

2.利用者が本規約に違反したことによりJRFUが損害を被った場合、利用者はその損害に対し賠償の責めを負う。

#### (遺失物の扱い)

**第12条** 当施設内での遺失物は、利用日から1ヶ月の間、JRFUが保管した後、所轄の警察に届けることとする。

#### (施設利用者としての安全管理)

**第13条** 合宿等の主催者は、参加者に対し十分な安全管理指導を行い施設利用者の責務を果たすものとし、「JAPAN BASEにおける安全管理」に沿った対応を行うものとする。

#### (誓約書の提出)

**第14条** 合宿等の主催者は利用前にJRFUに対してこの利用規約の遵守に関する誓約書を提出する。併せて、所属の選手及び指導者等のJAPAN BASE利用に関する行動に対し監督責任を持つものとする。

#### (規定)

**第15条** JAPAN BASEにおける各施設の規定については、それぞれに定めるものとする。

#### (別表)

**第16条** この規約の別表資料として、「JAPAN BASEにおける安全管理」、「JAPAN BASE施設利用規程」、「JAPAN BASE利用料金表」を定める。

(改廃)

**第17条** この規約の改廃はJAPAN BASE事業推進室長が起案し、事業遂行責任者会議  
(CxO会議) の決議により実施する。

2022年12月1日 制定

2022年12月1日 施行

2023年2月1日 改正

2024年5月1日 改正

## 別表第1

# JAPAN BASEにおける安全管理

JRFUが設置するJAPAN BASEの利用に当たっては、施設管理者であるJRFU、施設利用総括者（合宿等の主催者）及び利用者の各々に相応の安全管理の責任が生じることから、全ての関係者が良好な施設環境の維持のために、施設、設備等の保全に注意を払うとともに、利用施設内の秩序維持、JAPAN BASE利用者の安全確保に努めるものとする。

### （JRFUの責務）

**第1条** 施設管理者であるJRFUは、施設の適切な日常清掃、定期点検、必要な修繕等施設の安全管理を行うとともに、施設に不具合を発見したときは、直ちにその旨の表示を行うとともに、可能な限り速やかに対応するものとする。

### （合宿等の主催者の責務）

**第2条** 合宿等の主催者は、施設利用者における活動計画の管理を行うとともに、施設利用者に対して、施設利用上の注意を説明及び活動中の安全管理体制を確認するなどして徹底を図り、事故防止に努めるものとする。

**第3条** 合宿等の主催者は、所属の選手及び指導者等に対して、利用上の注意を説明してその徹底を図り、事故防止に努めるものとする。

**第4条** 合宿等の主催者は、利用開始時及び利用終了時において、設備、競技用具等の点検を行い、不具合が発見されたときは、直ちにその旨の表示を行うとともに、速やかに施設管理者であるJRFUに報告するものとする。

**第5条** 合宿等の主催者は、施設の利用に際し、使用する設備、競技用器具及び持込み機材等について、適切に使用するとともに、その管理を行い、事故防止に努めるものとする。

**第6条** 合宿等の主催者は、施設の利用に際し、監督者を置き、活動中における安全管理を行うものとする。また、合宿等の主催者は、事業実施者としての責任に対応するため、選手等を被保険者とする傷害保険等に加入し、その内容を予め被保険者に説明するものとする。なお、合宿等の主催者は、活動中に事故が発生した場合において、事業実施者として賠償責任が生じることがある。

**第7条** 合宿等の主催者は、活動中において、万が一、事故等が発生したときは、必ずJRFUに状況を報告し必要に応じて救急車等の要請を行う等の緊急対応を行うとともに、その後の対応について指示を仰ぐものとする。

**第8条** 合宿等の主催者は、施設利用中にインフルエンザ等の感染症患者が発生したときは、速やかにJRFUに報告し、患者を隔離（退去を含む）するとともに、活動の継続の可否等、その後の対応について指示を仰ぐものとする。

## 別表第2

# JAPAN BASE 施設利用規程

### (所在地)

第1条 福岡市東区香椎浜ふ頭1丁目2番2号

- ・ 第1グラウンド (メイングラウンド)
- ・ 第2グラウンド (サブグラウンド)
- ・ クラブハウス
- ・ コミュニティセンター
- ・ トレーニングジム
- ・ ロッカー



### (営業日)

第2条 1月4日～12月29日のうち、木曜日～日曜日・祝日とします。なお、宿泊を伴う合宿利用はこの限りではありません。

2. 営業予定日であっても、当施設・設備保守点検等のため、臨時に休館することがあります。
3. 芝生養生、その他の理由のため、営業日であっても利用を制限することがあります。

4. 臨時の休館、利用の制限などが発生する場合には、JAPAN BASEホームページに掲載します。

#### (営業時間)

**第3条** 9:00から18:00までとします。

2. 夜間（18:00～21:00）利用の予約がある場合は、当該時刻まで営業時間を延長します。

その他、当施設の利用状況、点検、修理等のため営業時間を変更する場合があります、

3. 23:00から6:00までの間は、クラブハウス正面入口の自動ドア及び駐車場門扉は施錠します。

#### (利用時間区分)

**第4条** グラウンド利用については、3時間を1区分とし、午前、午後①、午後②、午後③とします。その他の施設利用については、1時間を1区分とします。申し込みの際は、希望する利用時間区分を指定してください。

(グラウンド利用)

(午前) 9:00～12:00

(午後①) 12:00～15:00

(午後②) 15:00～18:00

(午後③) 18:00～21:00

2. 申し込み利用時間区分には催事の本番時間だけでなく、利用会場内外の設営・準備から催事終了後に原状回復を完了して退出する時間までを含みます。

#### (問い合わせ時間)

**第5条** 利用等の問い合わせ・予約の受付時間は、原則として営業日の9:00から18:00までとします。

#### (予約受付開始日)

**第6条** 利用の予約受付の開始時期は、以下のとおりです。ただし、別途認めた場合はこの限りではありません。予約開始日以前であっても、日本代表チームの活動の他、JRFUその他団体が主催する大会、講習会、スポーツイベントのため、事前にグラウンド及び施設の予約を行うことがあります。

目的	カテゴリー	利用可能 グラウンド	宿泊予約 開始日	グラウンド・施設 予約開始日
ラグビー	エリート	第1 or 第2	6ヶ月前	2ヶ月前
	一般	第2		
	高校生以下	第2		

ラグビー 以外	エリート	第2	4ヶ月前	1ヶ月前
	一般	第2		
	高校生以下	第2		

2.〇ヶ月前の同日が存在しない場合には、その直後の日が予約開始日となります。（例：ラグビー団体一般が8月31日の午前枠を予約する場合=2ヶ月前の同日（6月31日）が存在しないため7月1日が予約開始日となる）

### （会員）

**第7条** 原則として、最初の利用の際に会員登録を行ってください。利用目的とカテゴリにより、次に示す6つの会員種別からお選びください。会員種別により、利用料金・予約開始日が異なります。不明な場合はお問い合わせください。

#### 2.会員種別

目的 カテゴリ	ラグビー	ラグビー以外
エリート	ラグビー エリート	ラグビー以外 エリート
一般	ラグビー 一般	ラグビー以外 一般
高校生以下	ラグビー 高校生以下	ラグビー以外 高校生以下

#### (1)目的

ラグビー：ラグビーの実施を主目的とした団体・チームなど

ラグビー以外：ラグビー団体に該当しない団体・チームなど

#### (2)カテゴリ

エリート：日本代表各カテゴリ、リーグワン所属チーム、それらに相当する団体・チーム、および海外チーム、プロフェッショナルチームなど

一般：大学生以上、成人が主体の団体・チームなど

高校生以下：高校生以下が主体の団体・チーム、学校単位のクラブ活動、ラグビースクール、アカデミーなど

### （予約手続き）

**第8条** 当施設利用に際しては、事前の予約が必要となります。手続きはすべて予約サイト「JAPAN BASE」から行ってください。施設の利用申込は、原則として、先着順に利用の可否を決定します。

(1)入会（会員登録）は初回利用時のみ行います。6つの会員種別から該当するものを選択し、必要事項を入力してください。登録頂いたメールアドレスが、利用アカウントとなります。

(2)予約を行う際はカレンダーを表示した上で、利用を希望する時間枠を指定してください。画面の案内に従って、利用用途（練習、試合・大会、講習会その他）と来場予定者

数などを登録してください。大会・試合・講習会等の利用時には、大会・試合に関する情報（大会名、参加チーム数、予定試合数）を併せて登録してください。その他の方は、利用用途（講習会、イベントなど）の詳細を登録してください。

- (3)必要事項をすべて入力して、予約手続きが完了後、予約確認メールが届きます。
- (4)支払は銀行振込又はクレジットカード決済となります。申込画面にて、希望の支払方法をお選びください。銀行振込先や振込金額については、予約確定メールを確認ください。
- (5)新規利用予約は前日まで、それ以降の予約はメールにて問い合わせください。

### （利用料金）

**第9条** 施設利用料金、付帯設備利用料金および付帯サービス料金（以下総称して、「料金」という。）は、別に定める「JAPAN BASE利用料金表」、「JAPAN BASE 貸出備品利用料金表」を参照ください。

2.料金の金額および内容は予告なく改定する場合があります。

### （利用料金の精算）

**第10条** 支払手段は、「銀行振込」又は「クレジットカード決済」になります。当日実際の利用時間にかかわらず、予約時に確定した利用時間枠に対する料金額をお支払いください。

- 2.銀行振込支払いは、利用翌月10日を期限とします。また、同じ月に複数の利用があった場合には、同月分をまとめることも可能です。振込手数料は利用者負担となります。振込に際しては、振込人名義は登録頂いている団体名としてください。
- 3.クレジットカード決済について、利用後数日以内にカード決済が自動的に完了します。
- 4.領収書は予約サイトの会員マイページより、発行が可能です。

### （予約の取消・キャンセル待ち）

**第11条** 予定していた練習や試合が中止になった場合等、予約済みの時間枠が不要になった場合には、速やかに取消処理を行ってください。別の団体・チームへの転貸（又貸し）は禁止します。利用取消は利用前日を締切とし締切以降に取消を行う場合には、利用開始時刻前までに、当施設宛てにメール（[base.fukuoka@rugby-japan.or.jp](mailto:base.fukuoka@rugby-japan.or.jp)）にてお知らせください。「JAPAN BASE施設利用約款」に基づき、取消料又は期日変更料が発生する場合があります。

- 2.希望する時間枠が予約済みの場合、キャンセル待ちが可能です。キャンセル待ちを希望する場合には、新規予約と同様に、希望する時間枠に対して、キャンセル待ちの登録を行ってください。登録した時間枠の予約が取り消された場合には、登録のメールアドレスに通知が送られます。メールを確認した後に、新規予約の手続きを行ってください。

## (利用当日)

**第12条** 利用当日は以下の流れで受付を行ってください。当規約における、「グラウンド（ピッチ内）」とは、試合を行う際に、白線で囲まれる競技区域（インゴール部分を含む）を指し、「グラウンド周辺(ピッチ外)」とは、「グラウンド（ピッチ内）」に隣接する周辺部分を示します。

### (1)受付

利用団体の責任者は、利用当日、施設利用に先立って受付にて受付表に必要事項を記入してください。受付は利用時間枠の開始時刻15分前から可能です。受付前の「グラウンド周辺(ピッチ外)」への立ち入りは不可とします。

### (2)駐車場

乗用車は、施設内駐車場（一般車98台・身障者用2台、有料）の指定された場所に駐車してください。周辺車道への放置駐車は厳禁とします。駐車場は24時間ご利用可能です。それ以外の時間は入出庫できません。大型バス、荷物運搬のためトラック等で来場する場合は、事前に当施設宛てにメールにてお知らせください。

### (3)グラウンドへの立ち入り・入れ替わり

受付終了後は、「グラウンド周辺(ピッチ外)」への立ち入りが可となります。「グラウンド（ピッチ内）」への立ち入りは（それ以前の利用団体の有無に関わらず）開始時刻以降とします。終了時刻になったら（それ以降の利用団体の有無に関わらず）速やかに「グラウンド（ピッチ内）」から退出し、その後15分以内に、「グラウンド周辺(ピッチ外)」からも退出してください。なお、午前枠（9:00～12:00）については、8:45から「グラウンド周辺(ピッチ外)」への立ち入りが可となりますが、9:00まではホイッスルの使用、大声を出す行為を禁止します。

### (4)利用中止

悪天候等の際は、芝生保護もしくは来場者及びスタッフの安全確保の観点から、事前に定められた定休日や養生期間以外であっても、グラウンド利用を中止とする場合があります。その際は、当施設より予約時に登録いただいた連絡先にメールまたは電話にて通知します。この場合、利用中止に伴う取消料は発生しません。

### (5)芝生の保護

グラウンド利用時には、芝生及び樹木を保護するため、定められた場所（経路）から入退場すること、併せて植木を抜いたり枝を折ったりしないこと、周辺の盛り土を踏まない

こと、グラウンド内へ投石等を行わないこと、芝生を傷める恐れのある革靴、ハイヒールなどで立ち入らないことを遵守願います。またサッカーゴール、移動式バックネット、ピッチングマシーン、フィットネスバイク、ゴルフクラブ等、芝生を傷める恐れのある備品の持ち込み及び使用は禁止します。テントやタープなどを設置する場合は「グラウンド周辺」のみ可とし、「グラウンド（ピッチ内）」から安全が確保できる距離を保って下さい。テントやタープなどを固定する場合を含め、芝面へのピンやペグの打ち込みは不可とします。

#### (6)備品

当施設の備品（ポールカバー、コーナーフラッグ、プロジェクター・音響設備等）の借用を希望する場合は、事前にお知らせいただき、利用当日は受付表に必要事項を記入してください。使用後は元の場所に返却した上で、破損・紛失があった場合は速やかに申し出てください。

#### (7)清掃と退出

利用終了後は、使用したロッカールームなど、利用団体ごとに清掃を行ってください。また、当施設利用にあたり発生したゴミ等は全て持ち帰ってください。その他忘れ物等についても確認を行ってください。利用団体の責任者は、受付にて受付表に必要事項を記入し、当施設との間で、最終確認を行った上で退場してください。

#### (禁止事項)

**第13条** 利用者の中に、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、もしくはこれに準ずる者、又はその構成員が含まれていることが判明した場合には、その時点で当施設からの退場を命じると共に、会員登録及び以降の予約を取消します。

2.当施設の利用にあたって、「JAPAN BASE 施設利用約款」に則り禁止事項を定めるとします。禁止事項が確認された場合は、当施設からの退場を命じると共に、会員登録及び以降の予約を取消す場合があります。

#### (その他)

**第14条** グラウンドについては、より多くの団体にご利用頂くため、一団体あたりの利用回数は1ヶ月あたり時間枠10枠、終日枠3枠以内とさせていただきます。それを超える申し込みがあった場合には、調整を行う場合があります。

2.同一のアカウントの共用（使いまわし）はご遠慮ください。同一のアカウントで同時に予約サイトにログインした場合、正しく予約状況が反映されない等、システムトラブルが発生する可能性があります。1団体あたり5つのアカウント登録を可能とします。

以上

別表第3

JAPAN BASE 利用料金表（一般）

JAPAN BASEのグラウンド及び施設利用、宿泊利用時の利用料金表になります。改修工事その他の理由により、一部貸し出しを行っていない施設がありますが、その詳細については、利用申し込みサイトにてご確認ください。（金額は全て消費税込み）

1. グラウンド・トレーニングジム

第1グラウンド*1	エリート		一般		高校生以下		
	平日	土日祝日	平日	土日祝日	平日	土日祝日	
午前 (9:00~12:00) 午後① (12:00~15:00) 午後② (15:00~18:00) *2	33,000	39,600	26,400	33,000	19,800	26,400	
終日 (9:00~18:00)	88,000	105,600	70,400	88,000	52,800	70,400	
午後③*3 (18:00~21:00)	全灯	41,250	47,850	34,650	41,250	28,050	34,650
	半灯	39,600	46,200	33,000	39,600	26,400	33,000

第2グラウンド*1	エリート		一般		高校生以下		
	平日	土日祝日	平日	土日祝日	平日	土日祝日	
午前 (9:00~12:00) 午後① (12:00~15:00) 午後② (15:00~18:00)	16,500	19,800	13,200	16,500	9,900	13,200	
終日 (9:00~18:00) *2	44,000	52,800	35,200	44,000	26,400	35,200	
午後③*3 (18:00~21:00)	全灯	24,750	28,050	21,450	24,750	18,150	21,450
	半灯	23,100	26,400	19,800	23,100	16,500	19,800

トレーニングジム	エリート		一般		高校生以下	
	平日	土日祝日	平日	土日祝日	平日	土日祝日
1時間	5,500	6,600	5,500	6,600	4,200	5,000
終日 (9:00~18:00)	44,000	52,800	44,000	52,800	33,600	40,000

\*1 宿泊利用時は一律50%割引となります

\*2 終日 (9:00~18:00) 利用時は1時間分が割引適用されています

\*3 夜間照明料金を含みます

## 2. 宿泊・食事

		エリート		一般		高校生以下	
		平日	土日祝日	平日	土日祝日	平日	土日祝日
宿泊（素泊まり）*4		8,800	9,900	8,800	9,900	6,600	7,700
食事	朝食	880	880	880	880	880	880
	昼食	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320
	夕食	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650
	合計	3,850	3,850	3,850	3,850	3,850	3,850
宿泊税（福岡市）		200	200	200	200	200	200

\*4 利用者の希望により、ツインルームをシングルユースする場合は1室3,300円追加となります

## 3. 施設\*1

クラブハウス*1			エリート		一般		高校生以下	
			平日	土日祝日	平日	土日祝日	平日	土日祝日
会議室	1A (101.4㎡)	1時間 終日*2	5,500 44,000	6,600 52,800	5,500 44,000	6,600 52,800	4,200 33,600	5,000 40,000
	1B (98.6㎡)							
	1C (98.6㎡)							
	1D (95.8㎡)	1時間 終日*2	3,300 26,400	4,000 32,000	3,300 26,400	4,000 32,000	2,500 20,000	3,000 24,000
	1G (48.2㎡)							
	1H (50.4㎡)							
3A (57.5㎡)	1時間 終日*2	4,400 35,200	5,500 44,000	4,400 35,200	5,500 44,000	3,300 26,400	3,900 31,200	
特別会議室 (107.7㎡)		1時間 終日*2	5,500 44,000	6,600 52,800	5,500 44,000	6,600 52,800	4,200 33,600	5,000 40,000
応接室A (17.4㎡)		1時間	2,200	2,640	2,200	26,400	1,700	2,000
応接室B (17.4㎡)		終日*2	17,600	21,120	17,600	21,120	13,600	16,000
ロッカー (59.7㎡)		1時間 終日*2	4,400 35,200	5,300 42,400	4,400 35,200	5,300 42,400	3,300 26,400	3,900 31,200
食堂 (315.9㎡) *5		1時間 終日*2	16,500 132,000	17,600 140,800	16,500 132,000	17,600 140,800	12,400 99,200	14,800 118,400
和室	A (46.5㎡)	1時間	3,300	4,400	3,300	4,400	2,500	3,000
	B (49.0㎡)	終日*2	26,400	35,200	26,400	35,200	20,000	24,000
テラス (238㎡)		1時間 終日*2	3,300 26,400	4,400 35,200	3,300 26,400	4,400 35,200	2,500 20,000	3,000 24,000
大浴場		1時間 終日*2	1,200 9,600	2,000 16,000	1,200 9,600	2,000 16,000	900 7,200	1,000 8,000
小浴場		1時間 終日*2	1,000 8,000	1,800 14,400	1,000 8,000	1,800 14,400	800 6,400	900 7,200

\*1 宿泊利用時は一律50%割引となります

\*2 終日（9:00～18:00）利用時は1時間分が割引適用されています

\*5 食事提供を伴わない団体利用時に適用します

コミュニティセンター*1		エリート		一般		高校生以下	
		平日	土日祝日	平日	土日祝日	平日	土日祝日
ホール (144㎡)	1時間	8,800	9,900	8,800	9,900	6,600	7,900
	終日*2	70,400	79,200	70,400	79,200	52,800	63,200
ロッカーA (84㎡)	1時間	1,320	2,200	1,320	2,200	1,000	1,200
	終日*2	10,560	17,600	10,560	17,600	8,000	9,600
ロッカーB (52㎡)	1時間	1,100	1,980	1,100	1,980	900	1,000
	終日*2	8,800	15,840	8,800	15,840	7,200	8,000
コミュニティセンター (貸切、280㎡)	1時間	9,900	11,000	9,900	11,000	7,500	9,000
	終日*2	79,200	88,000	79,200	88,000	60,000	72,000
駐車場 (貸切)		30,000	60,000	30,000	60,000	30,000	60,000

\*1 宿泊利用時は一律50%割引となります

\*2 終日 (9:00~18:00) 利用時は1時間分が割引適用されています

以上

## JAPAN BASE 施設利用約款

### (適用範囲)

- 第1条** 当施設が利用者と屋内外施設の利用に関して締結する契約は、この約款の定めるところによるものとします。ただし、個別の契約において、当施設との間で別途取り決めを行う際は、その取り決め条件に従うこととします。この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
- 2.当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### (施設利用契約の申込み)

- 第2条** 当施設の利用を希望する方には、次の事項を申し出ていただきます。
- (1)利用者（主催者、責任者、担当者）名、及びその住所・連絡先電話番号
  - (2)催事等の名称、内容、利用目的
  - (3)利用日及び利用時間
  - (4)利用人数
  - (5)利用料金の支払者名及びその住所・連絡先電話番号
  - (6)その他、当施設が必要と認める事項
- 2.前項に基づき当施設に申し出のあった内容に変更が生じたときは、変更後の内容を速やかに当施設に申し出ていただきます。
- 3.施設利用者が、施設利用中に前項第2号の利用枠を超えて利用の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出を受けた時点で、新たな施設利用の申し込みがあったものとして処理します。

### (施設利用契約の成立等)

- 第3条** 施設契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2.前項の規定により施設利用契約が成立したときは、施設利用者が支払うべき総額(別表1)を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3.申込金は、まず、施設利用者が最終的に支払うべき利用料金に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4.第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、施設利用契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定す

るにあたり、当施設がその旨を施設利用客に告知した場合には限ります。

#### (申込金の支払いを要しないこととする特約)

**第4条** 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しない特約に応じることがあります。

2.施設利用契約の申し込みを承諾するにあたり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

#### (施設利用契約締結の拒否)

**第5条** 当施設は、次に掲げる場合において、施設利用契約の締結に応じないことがあります。

- (1)施設利用の申込みが、この約款によらないとき。
- (2)満室等の利用により施設の余裕がないとき。
- (3)施設利用しようとする方が、利用に関し、法令や各種規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4)施設利用しようとする方が、他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をした時、及びそのおそれがあると認められたとき。
- (5)施設利用しようとする方が、当施設または当施設従業員に対し、不当要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を要求したとき。
- (6)天災、施設及び設備の故障、その他やむを得ない事由により利用いただくことができないとき。
- (7)施設利用しようとする方が泥酔し、または言動が著しく異常で、他の利用者らに迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (8)施設利用しようとする方が、病毒伝播のおそれのある伝染病等の疫病に罹っていると認められるとき。
- (9)保護者の許可のない未成年者のみで利用するとき。
- (10)施設利用する権利を他に転売したり、有料で斡旋する等、自己の利益を図る目的として、またはその目的を秘して申込みをしたとき。
- (11)その他、各種法令または福岡県条例等の規定する利用を拒むことができる場合に該当するとき。

2.当施設は、次に掲げる場合において、施設利用契約を締結しません。

- (1)施設利用しようとする方が、暴力団員、または暴力団等の暴力関係団体その他反社会的勢力の関係者であるとき。
- (2)施設利用しようとする方が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者であるとき。

### (施設利用者の契約解除権)

**第6条** 施設利用者は、当施設に申し出ることにより、施設利用契約を解除することができます。

- 2.当施設は、施設利用者がその責めに帰すべき事由により施設利用契約の全部または一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
- 3.当施設は、施設利用者が当施設に対して連絡をせず施設利用当日の到着予定時刻を、2時間経過しても到着しないときは、その施設利用契約は施設利用者により解除されたものとみなし処理することがあります。

### (当施設の契約解除権)

**第7条** 当施設は、次に掲げる場合においては、施設利用契約を解除することがあります。

- (1)施設利用者が利用に関して、法令や各種規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
  - (2)施設利用者が他の利用客らに著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (3)施設利用者が、当施設または当施設従業員に対し、不当要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を要求したとき。
  - (4)天災等不可抗力に起因する事由により利用いただくことができないとき。
  - (5)災害その他の緊急事態の発生等により、被災者及び災害復旧担当者等に優先的に施設を提供すべきことが予測される等の事由があるとき。
  - (6)施設利用者が泥酔し、または言動が著しく異常で、他の利用客らに迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
  - (7)施設利用者が病毒伝播のおそれのある伝染病等の疫病に罹っていると認められるとき。
  - (8)施設内での喫煙、消防用設備等に対するいたづら等、火災予防・防火に支障を及ぼす行為をしたとき。
  - (9)施設利用契約の締結が代理店等を通じてなされている場合において、当該代理店等からの施設利用代金の支払いが確認できないとき。
  - (10)保護者の許可のない未成年者のみで利用するとき。
  - (11)その他、各種法令または福岡県条例等の規定に基づき、利用を拒むことができる場合に該当するとき。
  - (12)この約款または当施設の利用規約を遵守いただけないとき。
- 2.当施設は、次に掲げる場合においては、施設利用契約を解除します。
- (1)施設利用者が、暴力団員、暴力団等暴力関係団体その他反社会的勢力の関係者であるとき。
  - (2)施設利用者が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者であるとき。

3.当施設が1項または2項の規定に基づいて施設利用契約を解除したときは、施設利用者がいまだ提供を受けていない施設利用サービス等の料金はいただきません。

#### (利用の登録)

**第8条** 当施設に施設利用を希望される方は、次の事項を申し出ていただきます。

- (1)利用者（主催者名、責任者、担当者）名、及びその住所・連絡先電話番号
- (2)催事等の名称、内容、利用目的
- (3)利用日開催日及び利用開催時間
- (4)利用人数及び内容、利用目的
- (5)利用料金の支払者名及びその住所・連絡先電話番号
- (6)その他当施設が必要と認める事項

2.施設利用者が第12条の料金の支払いを、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

#### (施設の利用時間)

**第9条** 施設利用客が当施設を利用できる時間は、事前に施設担当者と取り決めた時間内とします。この時間を超過した場合は追加料金を頂戴します。ただし、次の利用者の利用時間との関連により、利用時間の延長に応じられない場合もあります。

#### (利用規約の遵守)

**第10条** 当施設の利用者は、当施設が定めたJAPAN BASEご利用規約に従っていただきます。

#### (営業時間)

**第11条** 主な施設等の営業時間は、ホームページ及び備え付けパンフレット、施設内の掲示等でご確認ください。

#### (料金の支払い)

**第12条** 施設利用者が支払うべき施設利用料金等の内訳及びその算出方法は、別表第1に掲げるところによります。

- 2.前項の施設利用料金等の支払いは、銀行振込またはクレジットカード決済になります。実際の利用時間にかかわらず、予約時に確定した利用時間枠に対する料金額をお支払いください。
- 3.銀行振込による支払いは、利用翌月10日を期限とします。また、同じ月に複数の利用があった場合には、同月分をまとめることも可能とします。振込手数料は利用者負担となります。振込に際しては、振込人名義は登録頂いている団体名としてください。
- 4.クレジットカード利用の場合は、利用後数日以内に決済されます。

5.領収書は予約サイトの会員マイページより、発行が可能です。

#### 6.施設利用者が手配した業者に対する指示

当施設の了承のもとに、施設利用者が直接ご依頼された業者が行う催事等に関する装飾・音響・照明等の機器および材料の搬入・搬出、または看板サイズ・表示内容・その取付方法等の決定、あるいは設置場所・設置時間等につきましては、当施設の美観、他の屋内外施設をご利用の利用者の状況もふまえて事前協議の上、実施してください。施設利用者側より依頼された業者に対し、その旨を連絡してください。

#### (当施設の責任)

**第13条** 当施設は、施設利用契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、またはそれらの不履行により施設利用者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2.当施設は、万一の火災等に対処するため、総合賠償責任保険に加入しております。

#### (契約した施設の提供ができないときの取扱い)

**第14条** 当施設は、施設利用者に契約した施設を提供できないときは、施設利用者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の施設を斡旋するものとします。

2.当施設は、前項の規定にかかわらず他の施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を施設利用者に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、施設が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

#### (寄託物などの取り扱い)

**第15条** 施設利用者が当施設に預けた物品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当施設はその損害を賠償します。なお、現金及び貴重品については、原則として当施設では預かりません。

2.当施設が賠償する場合であっても、施設利用者からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、5万円を限度とします。

3.施設利用者が、当施設内に持ち込んだ物品であっても、当施設に預けなかったものについては、当施設の故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じた場合を除き、当施設は賠償しません。

#### (施設利用者の手荷物または携帯品の保管)

**第16条** 施設利用者の手荷物が、利用に先立って当施設に到着した場合は、事前に当施設が了解したときに限り、代理で受領し、利用者到着までの間、責任をもって保管します。

2.施設利用者が退出した後、手荷物または携帯品が当施設に置き忘れられていた場合におい

て、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後は遺失物法の規定に基づき処理します。

- 3.本条各項の場合における施設利用者の手荷物または携帯品の保管についての当施設の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては前条第3項の規定に準じるものとします。

#### **(施設利用者の責任)**

**第17条** 施設利用者の故意または過失により当施設が損害を被ったときは、当該施設利用者は当施設に対して、その損害を賠償していただきます。

#### **(施設内での喫煙)**

**第18条** 当施設では関係法令及び条約等に鑑み、施設内での喫煙をお断りしています。

#### **(個人情報の取り扱い)**

**第19条** 当施設では、施設利用者から提供される個人情報について、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会が定める個人情報保護に関する基本方針に則し、適切に取り扱います。

#### **(安全管理)**

**第20条** JAPAN BASEの利用に当たっては、当施設及び利用者のそれぞれに安全管理の責任が生じることから、全ての関係者が良好な施設環境の維持のために、施設・設備等の保全に注意を払うとともに、施設内の秩序維持と安全確保に努めるものとします。

- 2.当施設は、施設の適切な日常清掃、定期点検、必要な修繕等施設の安全管理を行うとともに、不具合を発見したときは、直ちにその旨の表示を行うとともに、可能な限り速やかに対応するものとします。

- 3.利用団体の代表者は、利用者に対して、施設利用上の注意を説明及び活動中の安全管理体制を確認するなどして徹底を図り、事故防止に努めるものとします。また万一、事故や急病人等が発生したときは、必ず当施設に報告するとともに、その後の対応について指示を仰ぐものとします。

#### **(その他)**

**第21条** 施設利用者が申込み、または打合せ時点での当施設の設備、設定、装飾、調度品等に関しましては、実際の利用時までに変更が生じる場合があります。

2024年4月1日 制定

2024年5月1日 施行

**別表第1** 施設利用料金の内訳（第2条第1項、第3条第2項、第12条第1項関連）

	内訳	
	施設利用者が 支払うべき総額	施設利用 料金
追加 料金		飲食（施設利用料含まれるものを除く追加 飲食及びその他の利用料金） その他の施設利用料
税金		消費税

（備考）

- 1.税法が改正された場合は、その改正された規定に変更します。
- 2.消費税はすべての利用料金にかかります。

**別表第2** 違約金（第6条第2項関連）

施設利用者の都合により、予約を取り消す場合、または利用日を変更する場合は、それまでに発生した実費諸費用（注1）のほか、次のとおり違約金を申し受けます。なお、当施設が指定する特定日、パッケージプラン等では、別途違約金が発生する場合があります。

契約解除の通知を 受けた日	当日及び 不連絡	前日	2～6 日前	7～30 日前	31～60 日前	61日前 以前
違約金 (利用料×右記料率)	100%	100%	50%	0%	0%	0%

※%は、施設利用料金及び追加料金に対する取消料の比率です。

（注1）当施設または催事等の企画や準備に携わった外部委託会社が負担した一切の費用。

（注2）利用日数が短縮した場合には、短縮日数分の違約金を申し受けます。

## JAPAN BASE 宿泊約款

### (適用範囲)

**第1条** 当施設が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

2.当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### (宿泊契約の申込み)

**第2条** 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする方は、次の事項を当施設に申し出いただきます。

(1)宿泊者名

(2)宿泊日及び到着予定時刻

(3)申込者名及びその連絡先

(4)宿泊料金の支払い者名及びその連絡先

(5)その他当施設が必要と認める事項

2.前項に基づき当施設に申し出のあった内容に変更が生じたときは、変更後の内容を速やかに当施設に申し出ていただきます。

3.宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

### (宿泊契約の成立等)

**第3条** 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2.前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の宿泊者が支払うべき総額（別表1）を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。

3.申込金は、まず、宿泊者が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4.第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

**(申込金の支払いを要しないこととする特約)**

**第4条** 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

**(宿泊契約締結の拒否)**

**第5条** 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令や各種規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする方が、他の宿泊者らに著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき、及びそのおそれがあると認められたとき。
- (5) 宿泊しようとする方が、当施設または当施設従業員に対し、不当要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を要求したとき。
- (6) 天災、施設及び設備の故障、その他やむを得ない事由により宿泊いただくことができないとき。
- (7) 宿泊しようとする方が泥酔し、または言動が著しく異常で、他の宿泊者らに迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。(福岡市旅館業法施行条例第10条)
- (8) 宿泊しようとする方が、病毒伝播のおそれのある伝染病等の疫病に罹っていると認められるとき。
- (9) 保護者の許可のない未成年者のみで宿泊するとき。
- (10) 宿泊する権利を他に転売したり、有料で斡旋する等、自己の利益を図る目的として、またはその目的を秘して申込みをしたとき。
- (11) その他、各種法令または福岡県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

2. 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約を締結いたしません。

- (1) 宿泊しようとする方が、暴力団員、または暴力団等の暴力関係団体その他反社会的勢

力の関係者であるとき。

- (2)宿泊しようとする方が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者であるとき。

#### (宿泊者の契約解除権)

**第6条** 宿泊者は、当施設に申し出ることにより、宿泊契約を解除することができます。

- 2.当施設は、宿泊者がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
- 3.当施設は、宿泊者が当施設に対して連絡をせず宿泊日当日の到着予定時刻を、2時間経過しても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理することがあります。

#### (当施設の契約解除権)

**第7条** 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1)宿泊客が宿泊に関して、法令や各種規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
  - (2)宿泊者が他の宿泊客らに著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (3)宿泊者が、当施設または当施設従業員に対し、不当要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を要求したとき。
  - (4)天災等不可抗力に起因する事由により宿泊いただくことができないとき。
  - (5)災害その他の緊急事態の発生等により被災者及び災害復旧担当者等に優先的に客室を提供すべきことが現実に予測される等の事由があるとき。
  - (6)宿泊者が泥酔し、または言動が著しく異常で、他の宿泊客らに迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき。(福岡市旅館業法施行条例第10条)
  - (7)宿泊者が病毒伝播のおそれのある伝染病等の疫病に罹っていると認められるとき。
  - (8)客室での喫煙、消防用設備等に対するいたずら等、火災予防・防火に支障を及ぼす行為をしたとき。
  - (9)宿泊契約の締結が旅行代理店等を通じてなされている場合において、当該旅行代理店等からの宿泊代金の支払いが確認できないとき。
  - (10)保護者の許可のない未成年者のみで宿泊するとき。
  - (11)その他、各種法令または福岡県条例等の規定に基づき、宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。
  - (12)この約款または当施設の利用規約を遵守いただけないとき。
- 2.当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除いたします。
- (1)宿泊者が、暴力団員、暴力団等暴力関係団体その他反社会的勢力の関係者であるとき。
  - (2)宿泊者が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者であるとき。

3.当施設が1項または2項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊者がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

#### (宿泊の登録)

**第8条** 宿泊者は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1)宿泊者の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2)外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日、パスポートの提示及びコピーの提出
- (3)出発日及び出発予定時刻
- (4)その他当施設が必要と認める事項

2.宿泊者が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

#### (客室の使用時間)

**第9条** 宿泊者が当施設の客室を使用できる時間は、午後2時から出発予定日の午前10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。なお、宿泊プラン等の利用においてはチェックイン、チェックアウトタイムが制限される場合があります。

2.当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。なお、超過料金算定の基準となる金額は、宿泊最終日の基本宿泊料金に消費税相当額を課したものをいいます。

- (1)超過1時間までは、1名につき1,100円
- (2)超過2時間までは、1名につき2,200円
- (3)超過3時間までは、1名につき3,300円
- (4)超過3時間以上は、当日販売額の100%

#### (利用規約の遵守)

**第10条** 宿泊者は、当施設が定めたJAPAN BASEご利用規約に従っていただきます。

#### (営業時間)

**第11条** 主な施設等の営業時間は、ホームページ及び備え付けパンフレット、施設内の掲示等でご確認ください。

#### (料金の支払い)

**第12条** 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算出方法は、別表第1に掲げると

ころによります。

- 2.前項の宿泊料金等の支払いは、日本円または当施設が認めた宿泊券、クレジットカード等または、これに代わり得る方法により、宿泊者の出発の際及び当施設が請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
- 3.当施設が宿泊者に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。
- 4.当施設が必要と認めた場合、利用料を減免または免除する場合があります。

#### (当施設の責任)

**第13条** 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、またはそれらの不履行により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 2.当施設は、万一の火災等に対処するため、総合賠償責任保険に加入しております。
- 3.当施設は、宿泊者の貴重品を含む携行物等の盗難、破損事故及び人身事故については、その原因の如何を問わず一切の責任を負いません。宿泊者は携行物等の管理に十分留意し、盗難等の防止に努めることとします。

#### (契約した客室の提供ができないときの取扱い)

**第14条** 当施設は、宿泊者に契約した客室を提供できないときは、宿泊者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

- 2.当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊者に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

#### (寄託物等の取扱い)

**第15条** 宿泊者がフロントにお預けになった物品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当施設はその損害を賠償します。なお、現金及び貴重品については、原則当施設では預かりません。

- 2.宿泊者が、当施設内に持ち込んだ物品であってフロントに預けなかったものについては、当施設の故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じた場合を除き、当施設は賠償しません。当施設が賠償する場合であっても、施設利用者からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、5万円を限度とします。

#### (宿泊者の手荷物または携帯品の保管)

**第16条** 宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、事前に当施設が了解したときに限り代理で受領し、利用者到着までの間、責任をもって保管します。

2. 宿泊者がチェックアウトした後、手荷物または携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したとき、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後は遺失物法の規定に基づき処理します。
3. 本条各項の場合における宿泊者の手荷物または携帯品の保管についての当施設の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては前条第2項の規定に準じるものとします。

#### (宿泊客の責任)

**第17条** 宿泊者の故意または過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

#### (施設内での喫煙)

**第18条** 当施設では関係法令及び条約等に鑑み、施設内での喫煙をお断りしています。

#### (個人情報の取り扱い)

**第19条** 当施設では、宿泊者から提供される個人情報について、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会が定める個人情報保護に関する基本方針に則し、適切に取り扱います。

#### (安全管理)

**第20条** JAPAN BASEの利用に当たっては、当施設及び利用者のそれぞれに安全管理の責任が生じることから、全ての関係者が良好な施設環境の維持のために、施設・設備等の保全に注意を払うとともに、施設内の秩序維持と安全確保に努めるものとします。

2. 当施設は、施設の適切な日常清掃、定期点検、必要な修繕等施設の安全管理を行う

とともに、不具合を発見したときは、直ちにその旨の表示を行うとともに、可能な限り速やかに対応するものとします。

3. 合宿等の主催者は、宿泊者に対して、施設利用上の注意を説明及び活動中の安全管

理体制を確認するなどして徹底を図り、事故防止に努めるものとします。また万

一、事故や急病人等が発生したときは、必ず当施設に報告するとともに、その後の

対応について指示を仰ぐものとします。

(その他)

**第21条** 宿泊者が申込み、または打合せ時点での当施設の設備、設定、装飾、調度品等に関しましては、実際の利用時までに変更が生じる場合があります。

2024年4月1日 制定  
2024年5月1日 施行  
2024年10月10日 改定

**別表第1** 宿泊料金の内訳（第2条第1項、第3条第2項、第12条第1項関連）

宿泊者が支払うべき総額	内訳	
	宿泊料金	予約料金（室料、または室料+飲食料等）
	追加料金	飲食（室料に含まれない飲食料、及びその他施設等の利用料金）
	税金	消費税、宿泊税

（備考）

- 1.税法が改正された場合は、その改正された規定に変更します。
- 2.消費税は室料、食事及びその他すべてのご利用料金にかかります。

**別表第2** 違約金（第6条第2項関連）

宿泊者の都合により、予約を取り消す場合、または利用日を変更する場合には、それまでに発生した実費諸費用（注1）のほか、次のとおり違約金を申し受けます。なお、当施設が指定する特定日、パッケージプラン等では、別途違約金が発生する場合があります。

契約解除の通知を受けた日		当日及び不連絡	前日	2～6 日前	7～30 日前	31～60 日前	61日前 以前
違約金 （利用料×右記料率）							
取消人数 （注2）	15名以下	100%	100%	50%	0%	0%	0%
	16名以上	100%	100%	80%	50%	30%	0%

%は、宿泊料金及び追加料金に対する取消料の比率です。

（注1）当施設または催事等の企画や準備に携わった外部委託会社が負担した一切の費用。

（注2）宿泊日数が短縮した場合には、短縮日数分の違約金を申し受けます。